

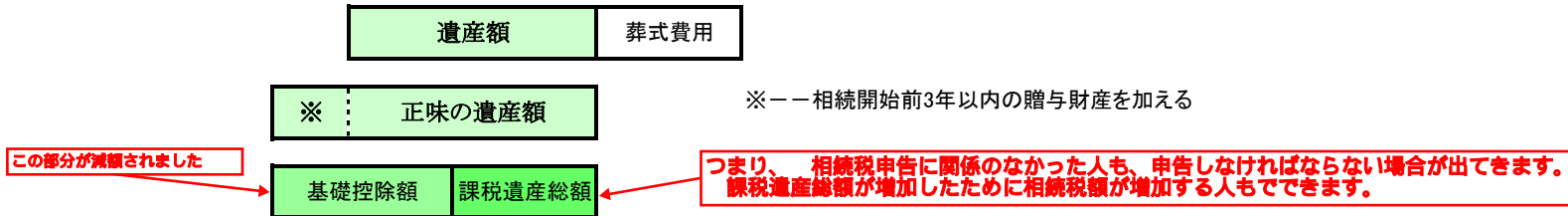
相続税改正

基礎控除の引き下げ
税率構造の改正

現行の60%相当額まで引き下げられました。
2億円超の課税財産について、税率が引き上げられました。



被相続人の死亡の日が、平成27年1月1日以降の場合には、基礎控除額が引き下げられました。



| | 現行 | 改正後 | 差額 |
|------------|-------|--------|-------|
| 定額控除額 | 5,000 | 3,000 | 2,000 |
| 法定相続人比例控除額 | 1,000 | 600 | 400 |
| 法定相続人 | 1人 | 6,000 | 2,400 |
| | 2人 | 7,000 | 2,800 |
| | 3人 | 8,000 | 3,200 |
| | 4人 | 9,000 | 3,600 |
| | 5人 | 10,000 | 4,000 |

万円

従来は $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$
 相続人が3名のときは、8,000万円

改正後 $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$
 相続人が3名のときは、4,800万円

①問題は、従来は、課税相続財産が基礎控除内であり、相続税の申告が必要でなかった相続人等が相続税の申告をしなければならなくなるが見込まれる。被相続人の財産・債務の確認が必要です。

②すでに、相続税の申告が必要な相続人等についても、差額分だけ、場合によっては、より、高い税率での納税をしなければならなくなることも考えられる。

| 現行 | | 改正後 | |
|----------|-----|-------|-----|
| 適用金額 | 税率 | 適用金額 | 税率 |
| 1000万円以下 | 10% | 同左 | |
| 2000万円以下 | 15% | | |
| 5000万円以下 | 20% | | |
| 1億円以下 | 30% | | |
| 3億円以下 | 40% | | |
| | | 2億円以下 | 40% |
| | | 3億円以下 | 45% |
| 3億円超 | 50% | 6億円以下 | 50% |
| | | 6億円超 | 55% |

たとえば、課税相続財産が9000万円だったとすると従来は、 $1000万円 \times 10\%$ で、100万円でした。(いろいろな場合がありますが、簡便に例示しています)

4200万円の課税財産となり、 $1000万円 \times 10\% + 1000万円 \times 15\% + 2200万円 \times 20\%$ ということで、690万円の相続税額になります。その差額は、590万円です。

相続税の税率構造の改正が行われ、累進課税が強調されている。